

# よなごの国保

## 国民健康保険料の料率等についてお知らせします

令和5年度の国民健康保険の保険料率は、令和4年度と同じで下記のとおりです。  
**ただし、後期高齢者支援金等賦課額について賦課限度額が2万円引き上げとなりました。**

## 国民健康保険料の決定通知書・納入通知書は7月中旬にお送りします

	基礎賦課額(医療分) 【全員が対象】	後期高齢者支援金等 賦課額 【全員が対象】	介護納付金賦課額 【40歳～64歳の方】
所得割額 【前年中の総所得金額等から 43万円控除した額の】	7.95%	2.55%	2.44%
均等割額 【被保険者1人につき】	26,000円	8,800円	10,500円
平等割額 【1世帯につき】	25,500円	8,300円	5,600円
賦課限度額	65万円	22万円	17万円

- 〈基礎賦課額〉〈後期高齢者支援金等賦課額〉〈介護納付金賦課額〉の合計金額が1年間の国民健康保険料となります。年度の中途に加入または脱退の場合は、月割となります。
- 総所得金額等とは、公的年金などの雑所得、事業所得、給与所得、譲渡所得などの合計額をいいます。  
※非課税所得である遺族年金、障害年金は除きます。  
※譲渡所得は特別控除後の金額を用います。

## 国民健康保険料は安心・便利な口座振替をおすすめしています！

米子市保険年金課 Tel (0859) 23-5121 (高額療養費等) 23-5122 (保険証、後期高齢者医療等)  
23-5407 (人間ドック等)  
米子市収納推進課 23-5124 (納付相談等)  
23-5161 (口座振替等)

令和5年5月1日

## 国民健康保険料の軽減について

世帯（世帯主、被保険者、特定同一世帯所属者）の人数と所得状況に応じて、世帯の総所得金額等がそれぞれの区分以下の場合に、均等割額と平等割額について各割合が軽減されます。

### 《5割軽減、2割軽減の拡充》

軽減判定所得について、世帯人数に乘じる額を5割軽減は**29万円**（令和4年度は28万5千円）、2割軽減は**53万5千円**（同52万円）に引き上げ、軽減の範囲を拡充しています。

軽減割合	世帯の総所得金額等の区分
7割軽減	43万円 + [10万円 × (給与所得者等の数 - 1)] 以下の世帯
5割軽減	43万円 + [10万円 × (給与所得者等の数 - 1)] + [ <b>29万円</b> × 被保険者等の数] 以下の世帯
2割軽減	43万円 + [10万円 × (給与所得者等の数 - 1)] + [ <b>53万5千円</b> × 被保険者等の数] 以下の世帯

※「被保険者等の数」……………被保険者と特定同一世帯所属者の数の合計数

※「給与所得者等の数」……………一定の給与所得者と公的年金所得者の数の合計数

※「特定同一世帯所属者数」……国保から後期高齢者医療制度の被保険者になった方で、以後世帯主が変わることなく継続してその世帯にいる者の数

※65歳以上の方で、公的年金所得がある方の場合、最大15万円を控除したものが軽減判定所得になります。

※軽減判定の計算では保険料の計算とは違い、専従者控除はおこなわれず、専従者給与は事業所得に繰り戻されます。専従者の給与はないものとして取り扱われます。また、譲渡所得の特別控除は適用されません。

### ○未就学児がある世帯に対しての被保険者均等割額の軽減措置

未就学児に係る被保険者均等割額を、所得制限を設けることなく全世界帯一律に5割減額するもので、例えば、保険料の7割の減額を受けている世帯に属する未就学児の場合、減額後の3割分の10分の5に当たる1.5割をさらに減額することから、最終的には8.5割の減額となります。

### ○旧被扶養者の減免措置について

被用者保険（健康保険組合や共済組合など）の加入者が後期高齢者医療制度に移行することによって、被扶養者となっていた方が国民健康保険に加入する場合に減免措置があります。

詳しくは保険年金課までお尋ねください。

## 国民健康保険への加入・脱退届出を忘れずに

就職や退職などで健康保険への加入や脱退があった方は、届出が必要です。国民健康保険への加入や脱退の手続きは職場などではできません。速やかにご自身で、保険年金課（本庁舎1階）または淀江支所地域生活課の窓口で手続きをしてください。

	加入するとき	脱退するとき
対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>退職して職場の健康保険を脱退したとき</li> <li>健康保険の被扶養者から外れたときなど</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>就職して職場の健康保険に加入したとき</li> <li>健康保険の被扶養者になったときなど</li> </ul>
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康保険の資格喪失証明書</li> <li>本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職場で交付された健康保険証</li> <li>国民健康保険証</li> <li>本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）</li> </ul>

※国民健康保険加入の届出が遅れた場合には、資格を得た月までさかのぼって国民健康保険料が賦課されます。また、職場の健康保険に加入していても国民健康保険からの脱退手続きをされない限り、国民健康保険料は、賦課されます。

## 後期高齢者医療保険料の料率等についてお知らせします

後期高齢者医療の保険料率は、昨年度と同じで下記のとおりです。

後期高齢者医療保険料の決定通知書・納入通知書は7月中旬にお送りします

### 所得割額

(前年中の総所得金額等－基礎  
控除額43万円)×9.10%

+

### 均等割額

1人当たりの額  
47,436円

=

### 年間の保険料

100円未満は切り捨てます。  
(賦課限度額66万円)

- 年度の中途に加入または脱退の場合は、月割となります。
- 総所得金額等とは、公的年金などの雑所得、事業所得、給与所得、譲渡所得などの合計額をいいます。  
※非課税所得である遺族年金、障害年金は除きます。  
※譲渡所得は特別控除後の金額を用います。

## 後期高齢者医療保険料の軽減について

世帯の所得に応じて均等割額が軽減されます。

《5割軽減、2割軽減の拡充》

軽減判定所得について、世帯人数に乗じる額を5割軽減は**29万円**（令和4年度は28万5千円）、2割軽減は**53万5千円**（同52万円）に引き上げ、軽減の範囲を拡充しています。

### ① 均等割額の軽減

世帯の所得状況に応じて下記のとおり均等割額は軽減されます。

令和5年度の 軽減割合	世帯の総所得（収入）金額等（世帯主と被保険者により判定）	軽減後の 均等割額
7割軽減	43万円 + [10万円 × (給与所得者等の数 - 1)] 以下の世帯	14,230円
5割軽減	43万円 + [10万円 × (給与所得者等の数 - 1)] + [ <b>29万円</b> × 世帯の被保険者数] 以下の世帯	23,718円
2割軽減	43万円 + [10万円 × (給与所得者等の数 - 1)] + [ <b>53万5千円</b> × 世帯の被保険者数] 以下の世帯	37,948円

※65歳以上の方で、公的年金所得がある場合は、15万円を控除した額が軽減判定所得になります。

※軽減判定の計算では保険料の計算とは違い、専従者控除はおこなわれず、専従者給与は事業所得に繰り戻されます。専従者の給与はないものとして取り扱われます。また、譲渡所得の特別控除は適用されません。

### ② 被扶養者であった方の軽減措置について

後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険（健康保険組合や共済組合など）の被扶養者となっていた方は、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、均等割額が5割軽減されます。なお、所得割額はかかりません。

## 出産育児一時金の増額について

国民健康保険をはじめ、各健康保険に加入されている方が妊娠85日以上で出産（死産・流産含む）された時に、出産に要する経済的な負担を軽減するために、健康保険法等に基づく保険給付として出産育児一時金が支給されます。

令和5年4月1日出産分から、この出産育児一時金の支給額が42万円から50万円に増額になりました。（産科医療保障制度加算対象の場合）

くわしくは、出産予定の分べん機関、米子市国民健康保険にご加入の方は保険年金課、それ以外の健康保険の方は各保険者までお問い合わせください。

産科医療補償制度	加算対象の場合	加算対象外の場合
令和5年3月31日まで	42万円	40.8万円
令和5年4月1日から	50万円	48.8万円

※産科医療補償制度……通常の妊娠・分べんにもかかわらず、脳性麻痺となった小児に対して保証金が支払われる制度



## 健康推進室から

米子市国保加入者の人工透析者は50%以上の方が持病に糖尿病をっておられます。

健康推進室では糖尿病の方が糖尿病性腎症や人工透析といった重症化を予防するために取組を進めています。

対象の方には主治医の先生と連携を取りながら実施する「そらまめがい～な教室」としてご案内しますのでどうぞご参加ください。

